

広島県告示第六百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名	新	称		所 在 地	変 更 年 月 日
		旧			
医療法人社団葵会 本永病院		医療法人社団樹章 会 本永病院	東広島市西条岡町八番一 三号	令和五年三月一日	
医療法人社団あん ず会 本田クリ ニック・東広島 胃と腸内視鏡内科		医療法人社団あん ず会 本田クリ ニック	東広島市高屋町杵原一二 九二番地の一	令和六年六月一二 日	
医療法人甘日市松 本クリニック		松本クリニック	廿日市市福面三丁目一番 二〇号	平成二七年一月 一日	